

声明

「基地の島」沖縄の大学教員として 「特定秘密保護法案」に反対する

国会に「特定秘密保護法案」が上程され審議が進んでいます。同法案は、防衛、外交、特定有害活動（スパイ等）防止、テロ活動防止の4つの分野において、行政機関の長が「特定秘密」を指定し、「特定秘密」に接する者に対して「適性評価」を行い、「特定秘密」を漏えいした公務員や「不正アクセス行為」等をなした者に対して重い刑罰を科すという内容である。

ところが、国が「特定秘密」というものを新たに指定しなければならない理由も、「特定秘密」とされる対象範囲も示されていない。さらに「特定秘密」は「行政機関の長」が一方的に指定可能であり、内閣が承認すれば30年以上も秘匿し続けることができる。すなわち、ひとたび「特定秘密」に指定されれば、国民の知る権利は届かず、行政に対する国会や裁判所のチェック機能も働かなくなる。

「適性評価制度」は、公務員に対してはもちろん、秘密にアクセスできる民間人に対しても適用される。また、「特定秘密」の漏えいや不正アクセスに対する処罰範囲の広さ、量刑の重さも極めて特徴的である。これらは、公務員に対する民間人に対するとを問わず、人権上重大な問題である。

いずれも日本国憲法の基本的人権・国民主権・平和主義の原理に反するものであり、容認できるものではない。さらに、軍事基地が集中し、「国境の島」をもつ沖縄にあっては、その影響は特に深刻である。

例えば、基地被害に苦しむ沖縄県民は、「特定秘密」保護制度によって、これまで以上に国の基地・軍事情報に接することは困難となる。また、「適性評価」は、沖縄県民の社会生活や市民運動に大きな影響を与える可能性が極めて高い。「適性評価」は、国と取引をしている民間業者

や基地出入りの業者などにも広く及ぶ恐れがあり、この評価で不適格とされれば、それは県民が国から危険人物との烙印を押されることを意味する。それが社会生活上深刻な被害をもたらすことは明らかである。

私たち研究者は、安全保障に関わる諸問題について、政府の資料に基づく科学的研究を行うことが事実上できなくなる事態となり、その影響は安全保障に関連をもつする分野、基地や国境に接する地域・海域をフィールドとする分野、すなわち地域に根ざす諸科学すべて、およそ琉球大学全学部に及ぶといってよい。したがって法案の影響は狭義の安全保障研究者のみの問題ではなく、これは全研究者の問題である。また、軍事情報に秘密が張り巡らされると、軍用機の飛行ルート下にある琉球大学は、学生や教職員自らの安全を守ろうとする道が絶たれることも強く危惧される。

このように、国家の介入によって学問・教育の自由が冒される危険をはらむ特定秘密保護法案は、決して日本国憲法と両立しえず、その欠陥は部分的な修正や附帯決議で解消できるものではなく、教育研究者としても、沖縄県民としても、到底容認できるものではない。私たちは、沖縄の現実に鑑み、平和と人間尊重を謳う日本国憲法の理念の下、大学人としての社会的責任をはたし、琉球大学における研究教育環境や構成員の基本的人権をまもることに努める教員として、同法案の廃案を求める。

2013年11月20日
琉球大学教員有志

呼びかけ人

小田切忠人 波平恒男 里井洋一 星野英一 徳田博人 堀英二郎 高良鉄美 新城竜一
辻 雄二 阿部小涼 内藤重之 田中 洋 越智正樹 前野昌弘 金城光永 大倉信彦

賛同人

上地完治	平良勝明	真栄城勉	川平成雄	町田宗博	賀数清孝	天久和正
上間陽子	高良倉成	前村佳幸	菅野聰美	水野良也	小賀百樹	野底武浩
上村豊	田吹亮一	松本修一	塙出浩之	宮里節子	仲間隆男	矢ヶ崎克馬
大城貞俊	玉城きみ子	宮城政也	新城郁夫	本村真	平良東紀	斎藤美加
奥田実	ティトウス・	村上呂里	平良妙子	森川恭剛	亀山統一	泉水奏
加藤好一	スブリー	望月道浩	高畠明尚	山城新	伊藤進	仲宗根昇
金城文雄	永津禎三	森まゆみ	財部盛久	吉本靖	仲村一郎	トーマ・
小林正秀	仲間伸恵	山内進	渡久地健	大島順子	玉城政信	クラウディア
小林豊	中本謙	山口剛史	渡久山清美	桑原浩	仲村渠将	戸田隆義
小屋敷琢己	萩野敦子	山根清宏	渡久山幸功	志村健一	諸見里善一	匿名 6名
佐久間正夫	花木宏直	吉葉研司	豊見山和行	波多野想	谷口真吾	
島袋純	花城梨枝子	小那覇洋子	野入直美	與那原健	鹿内健志	
杉尾幸司	富士栄登美子	吳世宗	比嘉要	大瀧丈二	玉城一	
砂川力也	藤原幸男	大胡太郎	前城淳子	小田一郎	辻瑞樹	

順不同、2013年12月2日現在、113名(呼びかけ人を含む)

本件についての取りまとめは琉球大学教授職員会が行いました。問い合わせ kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp